

第 3 期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針（案）

1. 趣旨・方向性

“みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち”を基本理念とし、平成 25 年 3 月に市が策定した「第 2 期南丹市地域福祉計画」の計画期間が平成 30 年 3 月を以て満了します。また、平成 26 年 3 月に南丹市社会福祉協議会が策定した「第 2 期南丹市地域福祉活動計画（なんたんふれあいプラン）」も同じく平成 30 年 3 月を以て満了します。この間の取り組みを振り返り、現状の問題点や、取り組むべき課題や方向性を明確にし、益々重要性を増してきた地域を主体とした「共助」の仕組みづくり・取り組みを実行性をもってさらに推し進めていくために、「第 3 期地域福祉計画」を社会福祉協議会が策定する「第 3 期地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

第 3 期計画においては、第 2 期計画の基本的な方向性を受け継ぎながら、多様化・複雑化するニーズを捉え、新たに顕在化してきた福祉課題を踏まえた計画の策定を行います。

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、地域における課題に対して、自助・共助・公助の視点から、役割分担を明確にししながら、それぞれを有機的に結び付け、総合的なネットワークとして構築し、地域の福祉力向上に取り組む内容を盛り込みます。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 4 条に規定する地域福祉を推進するため、同法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する行政計画で、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する、住民や関連団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした地域福祉を推進するための活動計画です。

(参考) 社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

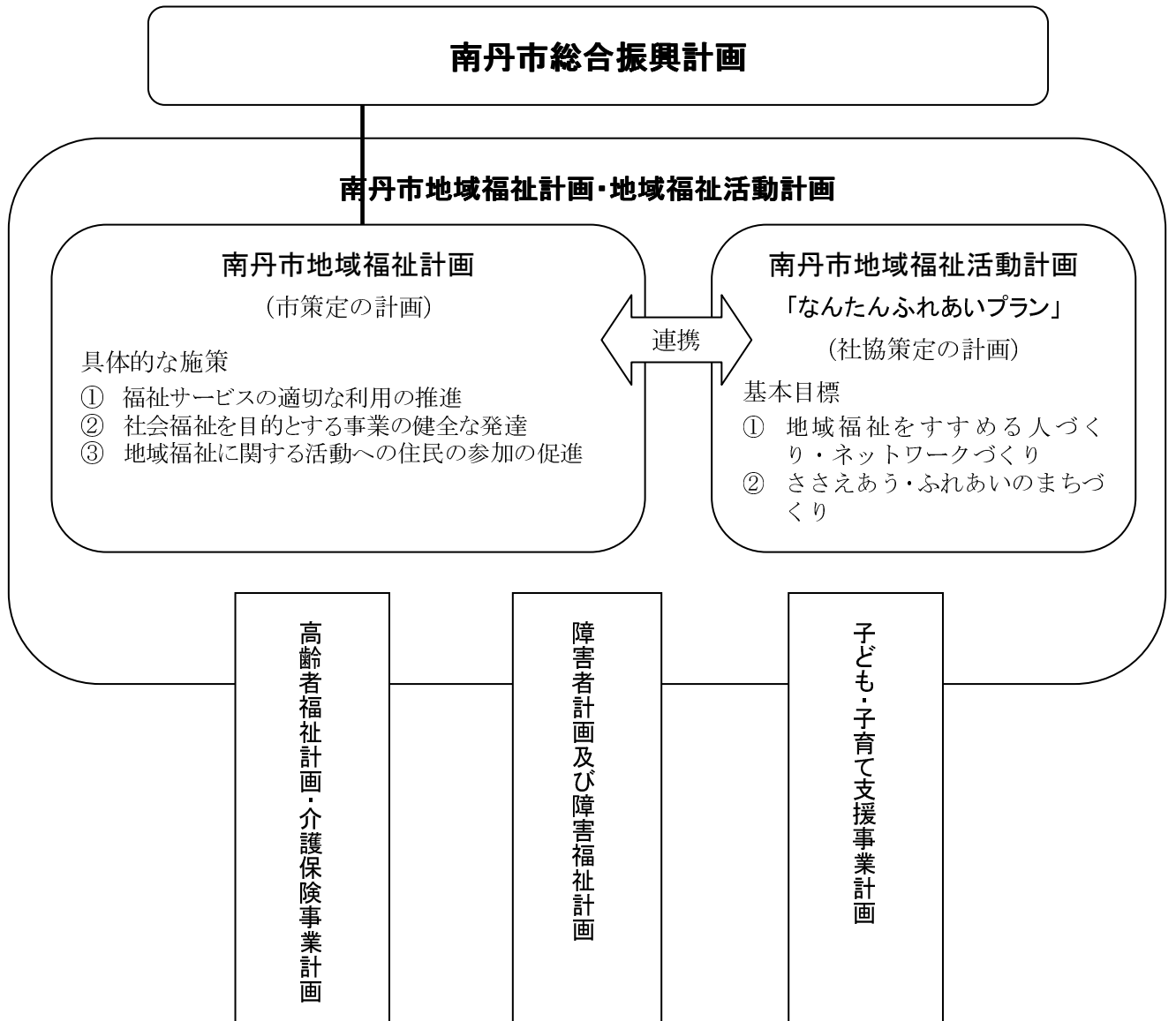
(省略)

(2) 他の計画との関係

南丹市地域福祉計画は、南丹市の地域福祉の推進に関する基本的・総合的な指針として基本構想を掲げた南丹市総合振興計画を上位計画として位置づけ、国の策定指針、京都府の支援計画と京都式地域包括ケアの推進、また本市の福祉分野の個別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画及び障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進するものです。

これら分野別の個別計画は、どのような施設をどれだけつくるか、サービス量はどの程度かなどを数値目標として、具体的に載せています。

一方、地域福祉計画は生活の場である地域に着目し、それぞれの地域において、どのように支え合い助け合っていけば、子ども・高齢者・障害者をはじめ、すべての人が暮らしやすいまちになるか、分野別の個別計画に共通した課題解決の方向を示す計画であり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、相互に連携して地域福祉を推進します。



3. 策定期間及び計画期間

【策定期間】 平成28年度～平成29年度の2カ年で策定します。

【計画期間】 平成30年度から平成34年度までの5年間の計画期間とします。

4. 計画策定の進め方

(1) 計画策定の体制

1) 「南丹市地域福祉計画推進委員会」へ諮問

計画策定にあたっては、現行の第2期南丹市地域福祉計画の進捗状況の把握と推進のための方策や計画の見直しに関する事項を審議する「南丹市地域福祉計画推進委員会」に第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定について諮問を受けました。

2) 計画策定のための「作業部会」の設置

第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けて、市の関係課と市社会福祉協議会の職員等で構成する作業部会を設置し、地域福祉計画推進委員会で検討する資料作成や、調査・研究、計画の素案づくりを行います。

具体的には、市民アンケート、団体アンケート、ワークショップでの意見の集計・分析結果より出てきた生活課題と提案事項等から、現行計画の基本施策(基本目標)と重点プロジェクトの見直しを行い、計画の素案づくりを行います。

また、アンケート内容の検討やワークショップ開催のための企画・運営管理を行います。

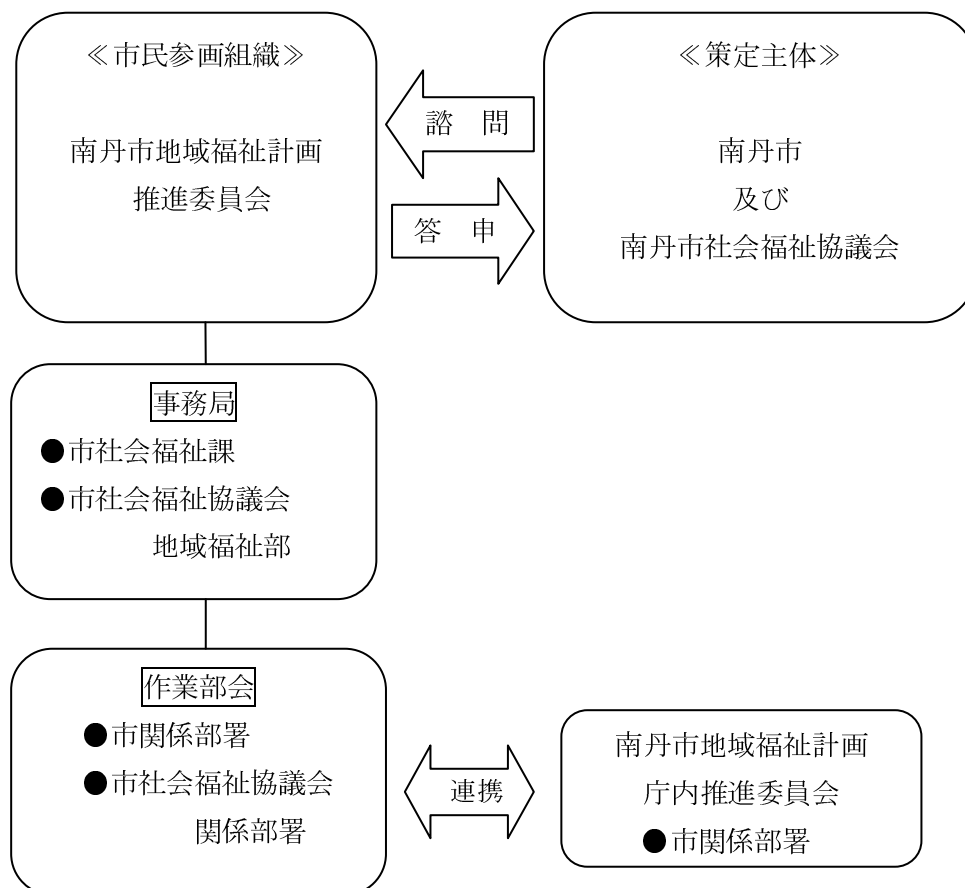
3) 庁内推進委員会の設置

庁内においては、関係課の担当職員を基本に構成する「庁内推進委員会」を設置しています。横断的な観点から関係分野の計画や施策との整合調整を図りながら、第2期計画の進捗状況や課題を洗い出すための検証作業と総括及び第3期計画素案の作成・検討を作業部会と連携して行います。

4) 事務局体制

南丹市市民福祉部社会福祉課及び南丹市社会福祉協議会地域福祉部の合同事務局とします。

【計画の策定体制のイメージ図】



(2) 課題把握方法

1) アンケート調査の実施

計画づくりの参加の場のひとつとして、地域での暮らしや地域福祉についての意見や、地域福祉活動への参加の意向などを聞くために、市民や地域福祉活動に参加している方を対象としたアンケート調査を行います。

◎市民アンケート 18歳以上の南丹市民から、無作為に抽出した3,000人を調査対象とします。

◎団体アンケート 市内で活動するボランティアグループ、福祉関係団体、NPO法人

なお、社会福祉協議会が実施している「モデル地区事業」や「地域別懇談会」などで得た市民ニーズや実態調査の結果等についても精査したうえで第3期計画に反映させるものとする。

2) ワークショップの開催

地域福祉計画の策定にあたっては市民の意見等を広く反映させるため、市民参加によるワークショップを行います。

ワークショップでは、市民に参加いただき、市民の視点で日頃から思ったり気づいたりしている地域の生活課題や福祉サービスに対するニーズ、福祉の担い手のあり方など、地域福祉に係わる課題とそれに対する方向性について議論していくこととします。

平成29年度に実施することとし、具体的な実施方法については平成28年度に実施するアンケート結果等を踏まえ決定することとします。

(3) 検討方法

第2期地域福祉計画の基本目標及び重点プロジェクトごとに検討を行います。

また、市民アンケート・団体アンケートの実施、ワークショップの開催によって把握した地域の現状と課題も合わせて、作業部会で検討し、第3期計画の素案を作成します。

(4) 推進委員会への報告及び承認、市計画決定及び公表

- ① 策定過程において推進委員会を適宜開催し、状況を報告します。
- ② 推進委員会作業部会でまとめられた計画案を推進委員会に諮ります。
- ③ 推進委員会から市長、市社協会長へ答申します。
- ④ その後所定の手続きを行い、市の計画として決定し、公表します。

(5) 住民参加・参画

- ① 地域福祉計画は、社会福祉法に規定する市町村計画として位置づけられており、地域福祉の推進にあたっては地域住民や社会福祉関係者等が相互に協力して努めることとしており、地域福祉計画の策定にあたっては、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行

う者」の意見を反映することが義務付けられています。(社会福祉法第4条、第107条)

- ② 地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方であることから、制度によるサービス（公助）を利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが重要となってきます。そこで、第3期計画の策定にあたって、地域住民、社会福祉関係団体・事業者、関係機関等の参加・参画により、幅広く意見を聞き、その意向を反映した計画としていくことを基本として、下記の方法により計画策定を進めます。

<住民参加・参画の方法>

- ① 地域福祉計画推進委員会へ委員として参画
- ② 市民アンケート、団体アンケートによる参画
- ③ ワークショップへの参画
- ④ 推進委員会の公開、市のホームページでの審議経過の公開
- ⑤ 計画案に対するパブリックコメントへの参画